

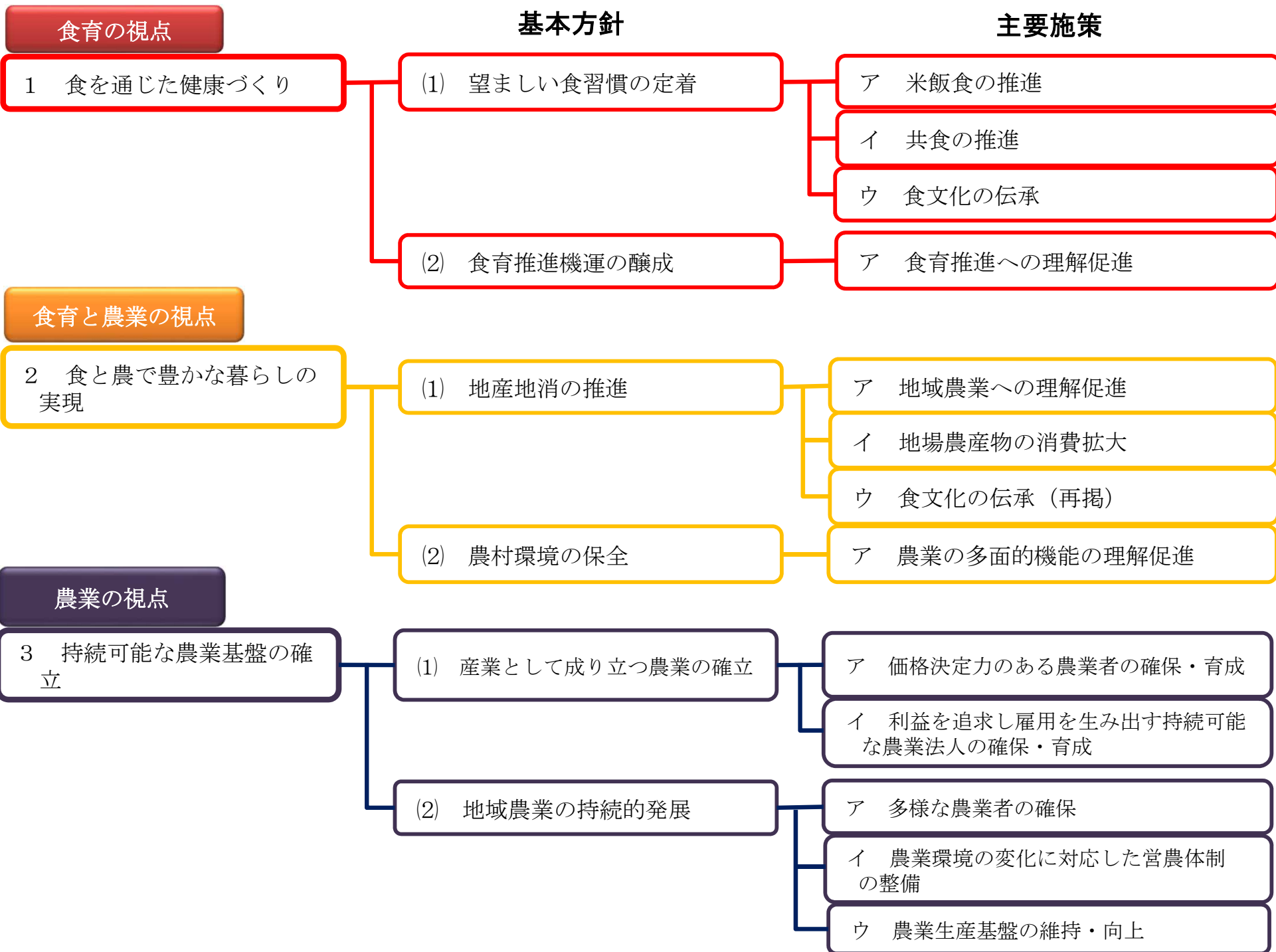
平成30年7月18日(水)

三条市食育の推進と農業の振興に関する計画 (平成30年度実施状況及びスケジュール)

福祉保健部健康づくり課
経済部農林課

施策の体系図

条例の基本理念の具現化（食と農が支える健幸なまち）



1 食を通じた健康づくり (1) 望ましい食習慣の定着 ア 米飯食の推進

目的

市民の健全な食生活の実現に向け、栄養バランスが良い米飯食を推進する。

指標(H26→H32)

- 朝食の主食に米飯を食べる人の割合
 - ・5歳児 57.8%→60%以上
 - ・小学5年生 62.1%→65%以上
 - ・中学1年生 59.8%→65%以上
 - ・40才以上 65.6%→68%以上
- 主食、主菜、副菜をそろえたお膳のかたちで食べる者の割合
 - ・5歳児 30.6%→35%以上
 - ・小学5年生 50.9%→55%以上
 - ・中学1年生 44.0%→50%以上
 - ・40才以上 82.8%→87%以上

主な取組

1 米飯を主食とした朝食習慣の啓発

事業名	平成30年度事業内容	実施主体
保育所食育推進事業	5歳児が対象の食育講座や給食試食会での保護者講話において啓発する。	健康づくり課 子育て支援課 小中一貫教育推進課
学校食育推進事業	小学5年生が対象の食育講話において、米飯を主食とした朝食習慣の重要性について啓発する。	
成人保健事業	健診結果説明会(全30回)や生活習慣病予防教室「食事編」(年4回)において米飯を主食とした朝食習慣を啓発する。	

2 和食の啓発

事業名	平成30年度事業内容	実施主体
市民給食試食会	学校給食を活用し、米飯を主食としたお膳のかたちを啓発する。	教育総務課
離乳食チャレンジ教室	教室(年12回)において、だしのとり方実演を行う。	健康づくり課 子育て支援課
保育所食育推進事業	食育講座において、だしのとり方とだしがらを活用した献立を紹介する。	

3 地産地消推進店の活用(別紙詳細資料参考)

事業名	平成30年度事業内容	実施主体
食を通じた生活習慣病予防事業	地産地消推進店が健康に関する情報に関心を持ち、啓発活動や健康食の提供に取り組めるよう働きかけを行う。特に「食を通じた生活習慣病予防事業」において市内スーパー等と協力して減塩の取組を行う。	健康づくり課、 農林課、農業者、事業者

スケジュール

取組	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	ア 米飯食の推進				
1 米飯を主食とした朝食習慣の啓発	保育所食育推進事業				
	学校食育推進事業				
	成人保健事業				
2 和食の啓発	市民給食試食会				
	離乳食チャレンジ教室				
	保育所食育推進事業				
3 地産地消推進店の活用		食を通じた生活習慣病予防事業(こっそり減塩作戦)			
			食を通じた生活習慣病予防事業(飲食店と連携した食環境整備)		
取組の検証					

平成30年度取組状況(6月末現在)

No	事業名	詳細	実施回数等	参加人数等	備考
1	保育所食育推進事業	食育講座 ※1	4施設/28施設	118人	「朝食をちゃんと食べることの大切さがわかった。」「眠ること、食べることといった基本の生活を身につけさせたい。」等の感想があった。
		給食試食会の保護者講話	3施設/28施設	61人	—
	学校食育推進事業	小学5年生食育講話 ※2	3/6校	181人	—
	成人保健事業	健診結果説明会	0回/30回	—	7月末から開始
		生活習慣病予防教室「食事編」	1回/4回	6人	食事の体験を通し「味付け、食事のバランスが参考になった。」「減塩に気をつけているが、外食を週に3、4回している。スーパーの惣菜も利用しているが味付けが濃いと気づいた。」などの意見が出た。
2	市民給食試食会	米飯を主食としたお膳のかたちを啓発	10月実施予定	—	
	離乳食チャレンジ教室	だしのとり方の実演	3回/12回	43人	実際に作ってみることで、離乳食への不安や疑問が解決できたとの声が多かった。
	保育所食育推進事業	食育講座 ※1再掲			
3	地産地消推進店の活用	地産地消推進店が健康に関する情報に関心を持ち、啓発活動や健康食の提供に取り組めるよう働きかけを行う。	6店舗	5店舗 (「健康な食事・食環境」認証制度への登録申請店舗数)	「健康な食事・食環境」認証制度に興味を持ってくれた店舗は30店舗あったが、既存のメニューでは該当しなかったり、禁煙でない店舗が多く、申請基準に該当する店舗が少なかった。

1 食を通じた健康づくり (1) 望ましい食習慣の定着 イ 共食の推進

目的

高齢者の生活の質を向上させるため、共食を推進する。
また、眠育と絡めた生活リズムの改善による朝食習慣の定着と併せて共食を推進する。

指標(H26→H32)

- 家族の誰かと一緒に食事する回数が週7回以上の児童生徒の割合
 - ・小学5年生 79.3%→83%以上
 - ・中学1年生 70.1%→74%以上
- 誰かと一緒に食事する頻度が週1日以上ある高齢者の割合
77.2%→80%以上
- 朝食欠食の割合
 - ・小学5年生 8.5%→5%以下
 - ・中学1年生 7.9%→5%以下

主な取組

1 高齢者への共食推進

事業名	平成30年度事業内容	実施主体
高齢者の共食推進事業	ふれあい・いきいきサロン、さんちゃん健康サークル等を対象に共食の実施に向けて支援を行う。	健康づくり課、高齢介護課、社会福祉協議会
	学校給食を活用した会食を定例実施につなげる。	教育総務課、健康づくり課
	あさいちごはん事業として、二・七の市に併せて、ステージえんがわで朝食を提供することで、気軽な外出や交流を促進する。	地域経営課(事業者)

2 眠育と絡めた朝食における共食推進

事業名	平成30年度事業内容	実施主体
保育所食育推進事業	食育講座や給食試食会での保護者講話において啓発する。	健康づくり課、子育て支援課
学校食育推進事業	食育講話、食育授業において啓発する。	健康づくり課、小中一貫教育推進課

3 生活習慣病予防のための取組

事業名	平成30年度事業内容	実施主体
生活習慣病予防のための食生活の啓発	地域で開催される調理実習や地区公民館の取組を活用し、生活習慣病予防のための食生活の啓発を行う。	健康づくり課、生涯学習課

スケジュール

イ 共食の推進	取組	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
		取組の検証				
1 高齢者の共食推進事業	サロン、さんちゃん健康サークル等への働きかけ	→	→	→	→	→
	共食による通いの場整備事業	→	→	→	→	→
	学校給食を活用した取組拡大	→	→	→	→	→
	あさいちごはん事業の実施	→	→	→	→	→
2 眠育と絡めた朝食における共食推進	保育所食育推進事業	→	→	→	→	→
	学校食育推進事業	→	→	→	→	→
	母子健診時の栄養講話	→	→	→	→	→
3 生活習慣病予防のための取組	生活習慣病予防のための食生活の啓発	→	→	→	→	→

平成30年度取組状況(6月末現在)

No	事業名	詳細	実施回数等	参加人数(人)	備考
1	高齢者の共食推進事業	ふれあい・いきいきサロン、さんちゃん健康サークル等を対象に共食について周知するとともに、共食の実施に向けて支援を行う。	0か所	—	栄地域で立ち上げ支援を行っている
		学校給食を活用した会食を定例実施につなげる。	0回	—	教育総務課と計画中
		あさイチごはん事業として、ステージえんがわで朝食提供を行い、気軽な外出や交流を促進する。	2と7がつく日	784	5月末現在
2	保育所食育推進事業	食育講話 ※1再掲			
	学校食育推進事業	小5食育講話 ※2再掲			
		小5食育授業	4/20回	76	—
		中1食育授業	1/9回	112	—
3	生活習慣病予防のための食生活の啓発	地域で開催される調理実習や地区公民館の取組を活用し、生活習慣病予防のための食生活の啓発を行う。	1回	24	—

1 食を通じた健康づくり (1) 望ましい食習慣の定着 ウ 食文化の伝承

目的

地域の食文化を伝承するため、郷土料理等を指導できる人材を育成する。また、子どもたちに対して、食文化の継承を推進する。

指標 (H26→H32)

- 箸が正しく持てる児童の割合・5歳児 25.7%→27%以上
- 郷土料理の指導者育成数 現状値→延べ200人以上

主な取組

1 郷土料理の指導者育成、多世代交流を通じた食文化の継承

事業名	平成30年度事業内容	実施主体
食文化伝承事業	郷土料理に関する知識や、食事マナー、和食文化についての知識を身につけるため、事業を実施する。	健康づくり課

2 保育所及び学校での和食の継承

事業名	平成30年度事業内容	実施主体
保育所食育推進事業	食育講座において、保護者を対象にだしを使用したメニューを紹介する。食育巡回指導において子どもたちに対して食事マナーや箸の持ち方等を指導する。	健康づくり課、子育て支援課

3 米作りと稲作文化の継承

事業名	平成30年度事業内容	実施主体
生産者交流会	米作りの歴史や稲作文化の観点を取り入れ、地元農産物や農業者に対する児童生徒の理解を深め、感謝の念を醸成するため、地元生産者との交流会を実施する。	小中一貫教育推進課 農業者、健康づくり課

スケジュール

ウ 食文化の伝承	取組	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
		1 郷土料理の指導者育成、多世代交流を通じた食文化の継承	食文化伝承事業			
2 保育所及び学校での和食の継承	保育所食育推進事業					
	学校食育推進事業					
3 米作りと稲作文化の継承	生産者交流会					

取組の検証

平成30年度取組状況(6月末現在)

No	事業名	詳細	実施回数等	参加人数(人)	備考
1	食文化伝承事業	食文化伝承に関する指導者育成講習会の実施	3月実施予定	—	
		食文化継承教室の実施	2回/3回	25	
2	保育所食育推進事業	保育所巡回指導(食事マナー及び箸の指導)	7月頃実施予定	—	
3	生産者交流会	農業について生産者の講話後、子どもたちの質疑応答、給食会食	10月～2月予定	—	

1 食を通じた健康づくり (2) 食育推進機運の醸成 ア 食育推進への理解促進

目的

食育が市民に浸透し効果的に推進されるよう、市、市民、事業者及び農業者等の各主体が積極的に情報交換し連携する。

指標 (H26→H32)

- 健康的なメニュー提供や啓発に取り組んだ地産地消推進店数
11店舗→15店舗
- 主体的に食育に取り組んだ事業者の数(地産地消推進店、保育所及び学校等教育施設)
93施設→100施設

主な取組

- 関係者との連携、協力体制の確立
保育所及び学校の食育担当者を対象とした研修会を開催するとともに、食育に関係者を巻き込むため、あらゆる食育の取組場面に行政だけでなく、他団体等と積極的に連携していく。
また、地産地消推進店や保育所及び学校を対象とした食育に関するアンケート調査結果をもとに、自ら食育に取り組むという意識を醸成していく。
実施主体:健康づくり課、子育て支援課(保育所)、小中一貫教育推進課(小中学校)、事業者、農業者
- 新たな視点での「食育の日」の活用
毎月19日の食育の日に具体的に取り組む内容を、食育メール、広報さんじょう、給食だより等で周知していく。
実施主体:健康づくり課、事業者
- 地産地消推進店の活用(米飯食の推進から再掲のため省略)

スケジュール

ア 食育推進への理解促進	取組	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	1 関係者との連携、協力体制の確立	指導者食育学習会 食育に関するアンケート調査の実施	→	→	→	→
2 新たな視点での「食育の日」の活用	食育メール、広報特集、給食だより	→	→	→	→	→

取組の検証

平成30年度取組状況(6月末現在)

No	事業名	詳細	実施回数等	参加人数(人)	備考
1	指導者食育学習会	保育所及び学校の食育担当者を対象とした研修会の実施	2月実施予定	—	
2	食育に関するアンケートの実施	地産地消推進店や保育所及び学校を対象に調査を行う。	1回	45店舗	地産地消推進店に実施
3	食育の日に具体的に取り組む内容の啓発	食育メールや給食だより等で周知する。	毎月実施	—	
4	地産地消推進店認定制度の活用 ※3再掲	地産地消推進店が健康に関する情報に関心を持ち、啓発活動や健康食の提供に取り組めるよう働きかけを行う。			

2 食と農で豊かな暮らしの実現 (1) 地産地消の推進 ア 地域農業への理解促進

目的

地産地消を推進するため、消費者から地域農業に関する理解を深めてもらう。

○平成29年度実施状況

(1) プランターコース

- ・ 5月23日(火) 嵐南保育所 親子20組40人、バケツ稲指導
- ・ 10月10日(火) 猪熊農園 ほうれん草、小松菜、はつか大根、かぶ、ちんげんさい、春菊 など

(2) 家庭菜園コース

- さつまいも家庭菜園初心者講座 13人
(下田開発畑で3回の連続講座)
- ・ 7月1日(土) 土作り、植付作業
 - ・ 8月19日(土) 草取り作業、お茶会
 - ・ 10月28日(土) 収穫作業
- (総合福祉センターで調理実習)
- ・ 2月3日(土) 収穫物を用いた洋菓子作り

主な取組

1 プチ畑プロジェクトの導入

事業名	平成30年度事業内容	実施主体
プチ畑プロジェクト	<p>○農業者が消費者に家庭でできる農業の技術指導を行い、消費者自らが自宅の庭先やベランダなどで家庭菜園に取り組み、自ら消費することで農業理解や地産地消を進めるプチ畑プロジェクトを実施する。</p> <p>○事業内容は2コースを設定</p> <p>(1)プランターコース: 農地を持たない消費者を対象とした野菜づくり指導 ⇒プランター等を活用した栽培方法の指導 ・三条マルシェ会場で実施することで、事業を広く周知する。 6月10日(日) 内容: 芽キャベツ苗植え 会場: 一ノ木戸ポプラ公園 10月7日(日) 内容: 未定 会場: 中央商店街 ~ 一ノ木戸商店街</p> <p>(2)家庭菜園コース: 家庭敷地内での野菜づくり指導 ⇒土作り、栽培指導、植付実習、農業者との交流 ・連続講座とすることで、参加者に農業理解を深めてもらう。 さつまいも家庭菜園初心者講座 8人(会場: 下田開発畑) 6月23日(土) 土作り、植付作業 8月 草取り作業、お茶会 10月 収穫作業 12月 調理実習(会場: 総合福祉センター)</p>	農林課 市民、事業者、 農業者等

スケジュール

取組	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	ア 地域農業への理解促進	プチ畑プロジェクト 植付け栽培体験 農作物栽培指導			

平成30年度取組状況(6月末現在)

No	事業名	詳細	開催日	参加人数(人)
1	プチ畑プロジェクト プランターコース	三条マルシェ会場で芽キャベツのプランター植付け体験を実施	6月10日(日)	30
2	プチ畑プロジェクト 家庭菜園コース	下田開発畑で土作り指導、さつまいもの植付け実習を実施	6月23日(土)	8

2 食と農で豊かな暮らしの実現 (1) 地産地消の推進 イ 地場農産物の消費拡大


目的

地産地消を推進するため、三条産農産物の更なる普及と消費拡大を図る。

指標(H26→H32)

- 特産農産物のテキスト数
0品目 → 20品目
- 地産地消推進店登録数
171店舗 → 220店舗
- 地場農産物の売上額
(インショップ)
1.3億円 → 1.4億円

1 地場農産物の消費拡大

事業名	平成30年度事業内容	実施主体
地産地消ラベルシール (BonAppetit!!シール)の普及促進 	・地産地消ラベルシールを普及させることで、地場農産物等の認知度向上及び消費拡大を図る。 ・H30からシールにQRコードを追加し、リンク先のFacebookページ「地産地消推進ルーム」から直売所、インショップ等の情報を確認できるようにすることで、情報発信を強化する。	農林課、市民、事業者、農業者等
地産地消推進店認定事業の充実	・地元の食材を積極的に使用し、地産地消でまちづくりに参加するお店を「地産地消推進店」として認定している。 ・H30も引き続き周知し、認定店の充実を図る。	農林課、事業者、農業者等
地産地消推進PR事業奨励金	・直売所等が行う地産地消推進PR事業を支援し、三条産農産物等の消費拡大を図る。	農林課、地産地消推進店
特産農産物のテキスト化の推進	・地場農産物の消費拡大を図るため、農産物の特徴等を資料(テキスト)し、市ホームページ、Facebook(三条地産地消推進ルーム)で掲載した。	農林課、事業者、農業者等

スケジュール

取組	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地産地消ラベルシールの普及促進	配布拡大 情報発信		QRコード追加 情報発信強化		
地産地消推進店認定事業の充実	地産地消推進店の募集、認定				
地産地消推進PR事業奨励金			奨励金制定 PR事業実施		
特産農産物のテキスト化	テキスト情報随時掲載 市HP、フェイスブックで情報発信				
			随時検証	取組の検証	

平成30年度取組状況(6月末現在)

・地産地消ラベルシールの普及促進 H30印刷分からQRコードを追加。旧デザインシールと並行して配布し、順次新デザインに切り替える。

3 持続可能な農業基盤の確立 (1) 産業として成り立つ農業の確立 ア 価格決定力のある農業者の確保・育成

目的

将来展望の持てる農業経営の先進事例を創出します。

指標(H26→H32)

○ 価格決定力のある農業者の確保数 0人→8人

主な取組

1 三条市青年就農者育成等支援事業(別紙詳細参考)

本事業支援対象者:国民(市内外を問わない)

先進農業者 : (株)久松農園 久松達央 氏 茨城県土浦市
 (有)トッピーバー 嶋崎秀樹 氏 長野県北佐久郡御代田町 ※研修先は上記2か所のいずれかを選択



主な取組	取組内容	市の支援(一部農業関係機関等による支援含む)	実施主体
①営業、販売力向上支援	先進農業者の指導により、顧客のニーズを満たすことができる営業・販売力の向上を支援	・先進農業者指導コンサル料支援 ・研修生の生活費240万円/年を2年間支援(要件を満たす者(※)は一部国補助活用)	市 事業者 農業者等
②栽培技術の取組支援	先進農業者の指導により、顧客の持つ特定のニーズ(例えば、有機農産物、高品質、めずらしい等)に対応できる栽培技術の取得を支援	・先進農業者指導コンサル料支援(再掲) ・研修生の生活費240万円/年を2年間支援(要件を満たす者は一部国補助活用)(再掲)	
③新規参入者受入支援	転入のための総合的支援(本市に転入した新規就農者を対象とした支援) 先進農業者による就農当初のフォローアップ支援	・転入受入地域との調整 ・住宅の斡旋(市地域経営課) ・先進農業者フォローアップコンサル料支援 ・国や地元農家による農産物生産技術等指導支援 ・就農後の生活費150万円/年を最長5年間支援(要件を満たす者は国補助活用)	
④価格決定力のある農業者の誘致	価格決定力のある農業者等を市内に誘致 ※新規就農者ではなく、すでに価格決定力のある農業者を市内へ誘致すること	・受入地域との調整 ・参入候補地調査、選定	
⑤食品産業等販路開拓支援	就農当初について生産した農産物等の販路確保を支援	・市内企業等への農産物の販路開拓	
⑥6次産業化の推進	農産物の加工等6次産業化の取組を支援(新規就農者の経営方向が6次産業化の場合に支援)	・農産物直売施設や加工施設・機器等の導入に当たり国・県補助事業の活用を支援	
⑦農地集積の促進	就農に当たり、農産物を生産するために必要な農地の確保を支援	・農産物を生産する農地の事前調査、地元地域や地権者との調整、農地確保を支援	

(※)「要件を満たす者」とは、国補助事業である農業次世代人材投資資金の対象となる要件を満たす者を言う。

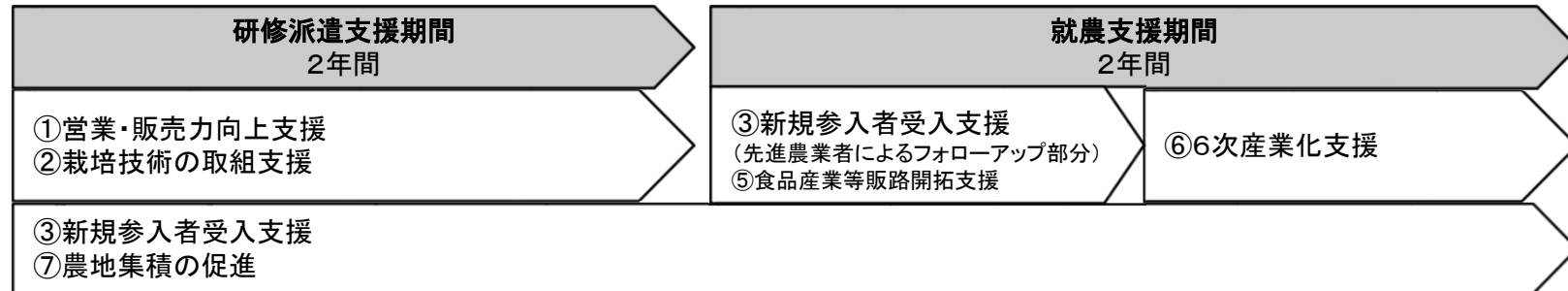
3 持続可能な農業基盤の確立 (1) 産業として成り立つ農業の確立 ア 価格決定力のある農業者の確保・育成

事業イメージ

新規就農候補者の確保

育成

価格決定力のある農業者の確保



スケジュール

ア 価格決定力のある農業者の確保・育成	1 三条市青年就農者育成等支援事業	取組	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
		営業、販売力向上支援	支援開始	支援継続(1人当たり2年間)			
栽培技術の取組支援	支援開始	支援継続(1人当たり2年間)					
新規参入者受入支援					受入支援(派遣研修終了後随時)		
価格決定力のある農業者の誘致					誘致の検討		
食品産業等販路開拓支援					販路確保支援		
6次産業化の推進					(新規農業者が推進する場合は支援)		
農地集積の促進		農地確保支援				取組の検証	

平成30年度取組状況(6月末現在)

- ・先進農業者(久松農園)で1人が研修中、農地については地元地権者と協議済み。現在、住居や作業場の確保について調整中
- ・県内就農フェア参加者が、5月に就農予定地(下田地域)での視察を実施、久松農園で研修生の研修状況を視察した。

3 持続可能な農業基盤の確立 (1) 産業として成り立つ農業の確立 ア 価格決定力のある農業者の確保・育成

目的

将来展望の持てる農業経営の先進事例を創出します。

指標(H26→H32)

○ 既存農業者の一番星育成数 0人→1人

主な取組

2 農業経営体質改善取組支援事業(別紙詳細参考)

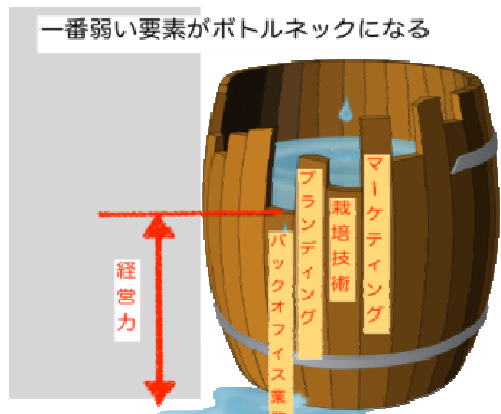
主な取組	取組内容	市の支援	実施主体
既存農業者の一番星育成支援	一番星育成に向けた市内の既存の農業者の農業経営体質改善に向けた調査・研究や資質向上のための取組支援を行う。	・先進農業者指導コンサル料支援	市 農業者等

事業イメージ

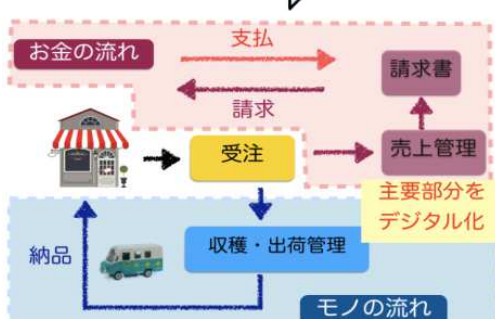
市内の既存農業者

育成

本市の農業者の一番星に

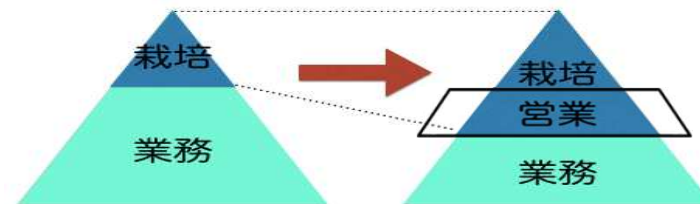


システム化



ボトルネックを解消し、
経営資源を強みに使う!!

経営資源を強みに使う



一番星育成対象農業者の売上アップ

スケジュール

ア 価格決定力のある農業者の確保・育成	2 農業経営体質改善取組支援事業	取組 既存農業者の一番星育成	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
			取組期間			成果の普及	成果の検証
				新たな一番星候補者の取組期間	成果の普及		成果の検証

平成30年度取組状況(6月末現在)

- ・平成29年度の取組では、ボトルネックとなる販売管理・顧客管理・受発注の流れを整理、デジタル化することで、処理時間の短縮・正確性を上げ、ジャストインタイムでより多くの商品提供が可能となったことでリピーター率を増やし経営資源を強みに振り向け経営力全体の向上を図ることができた。
- ・平成30年度の取組対象者については、調整中

※ ジャストインタイム:顧客にとって「必要なものを、必要なだけ、必要なときに作る」生産方式

3 持続可能な農業基盤の確立 (1) 産業として成り立つ農業の確立

イ 利益を追求し雇用を生み出す持続可能な農業法人の確保・育成

目的

将来展望の持てる農業経営の先進事例を創出します。

指標(H26→H32)

○ 農業法人による新規雇用者数 0人→1人

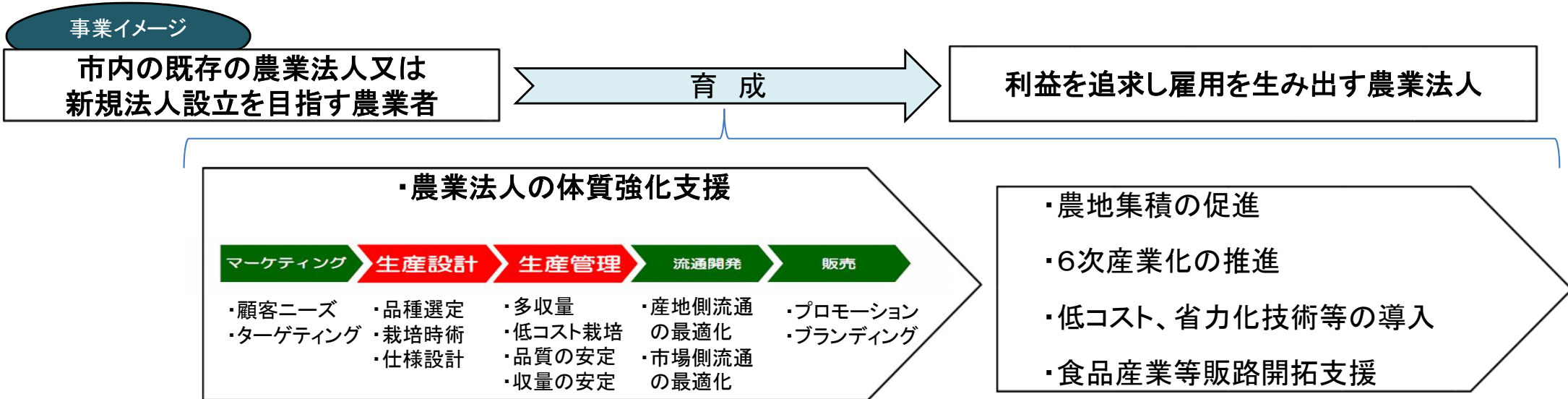
主な取組

1 農業生産法人体質強化支援事業(別紙詳細参考)

主な取組	取組内容	市の支援(一部農業関係機関等による支援含む)	実施主体
農業法人の体質強化支援	先進農業法人の指導により、市内の既存の農業法人又は新規法人設立を目指す農業者が、利益を追求し従業員の雇用を行うことができる農業経営体質に強化するための取組を支援	・先進農業法人指導コンサル料支援	市 農業者等
農地集積の促進	法人の体質強化を図る上で、必要となる農地の確保を支援	・県の指導により、地域合意を踏まえた法人への農地集積活動を支援 ・市農業委員による農地の確保	
6次産業化の推進	法人の体質強化を図る上で、必要となる農産物の加工等6次産業化の取組を支援	・農産物直売施設や加工施設・機器等の導入に当たり国・県補助事業の活用を支援	市 事業者 農業者等
低コスト、省力化技術等の導入	農業法人の体質強化を進める上で必要な低コスト、省力化技術等の導入のための取組を支援	・県等の指導により、低コスト、省力化技術の導入支援 ・低コスト化等の推進に必要な農業用機械等の導入に当たり国・県補助事業の活用を支援	
食品産業等販路開拓支援	コンサルの一環として農産物販路開拓活動を支援	・先進農業者の指導に基づく販路開拓を推進	

3 持続可能な農業基盤の確立 (1) 産業として成り立つ農業の確立

イ 利益を追求し雇用を生み出す持続可能な農業法人の確保・育成



【用語解説】

- ターゲティング : 特定のニーズに合わせたマーケティングを行うこと
- プロモーション : 消費者に製品やサービスを認識させ、購買へと誘導するための活動
- ブランディング : 顧客や消費者にとって価値のあるブランドを構築するための活動

スケジュール

		取組	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
イ 利益を 追及し雇 用を生み 出す持続 可能な農 業法人の 確保・育 成	1 農業生産法 人体質強化 支援事業	農業法人の体質強化支援	講師決定				
			市内法人意 識啓発				
				法人育成開始	育成終了後、別の法人を公募して事業実施		
		農地集積の促進		法人の育成方向に応じて必要な支援を行う			
		6次産業化の推進					
		低コスト、省力化技術等の導入					
食品産業等販路開拓支援							

平成30年度取組状況(6月末現在)

・農業法人の体質強化支援事業では、三条果樹専門化集団が法人運営を開始、月2回、法人運営について打合せを行っている。

目的

地域農業の持続的発展に向け、それに必要な農業者の確保、農地の維持、営農体制の整備を推進する。

指標(H26→H32)

- 農業サポーター数 0人→20人
- 農業里親制度活用者数 0人→5人



主な取組

ア 多様な農業者の確保

主な取組	取組内容	市の支援	実施主体
農業サポーター・農業里親制度の導入	・農業サポーター制度(三条市アグリサポーター制度) アグリサポーター活動希望者と受入希望農家をマッチングし、具体的に農業ボランティア活動を行う日程を調整等を支援	・事業委託料支援	市 農業者等
	・農業里親制度 新たに農家を目指す人(里子)と里子を受入れる農家(里親)をマッチングし、里子に対して農業技術の指導や農業機械・施設・農地の貸付を行う等により、農家を育成する取組を行う。	・事業委託料支援	

スケジュール

主要施策	主な取組	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
ア 多様な農業者の確保	農業サポーター・里親制度の導入		事業開始	事業継続	取組の検証	

平成30年度取組状況(6月末現在)

- ・農業サポーター制度は、6月末時点で34人が登録、受入農家8件で活動を行っている。平成30年度活動累計 141時間
- ・農業里親制度は、活動開始に至っていない。アグリサポーターのPRと併せ説明を行い引き続き募集を継続する。

目的

地域農業の持続的発展に向け、それに必要な農業者の確保、農地の維持、営農体制の整備を推進する。

指標(H26→H32)

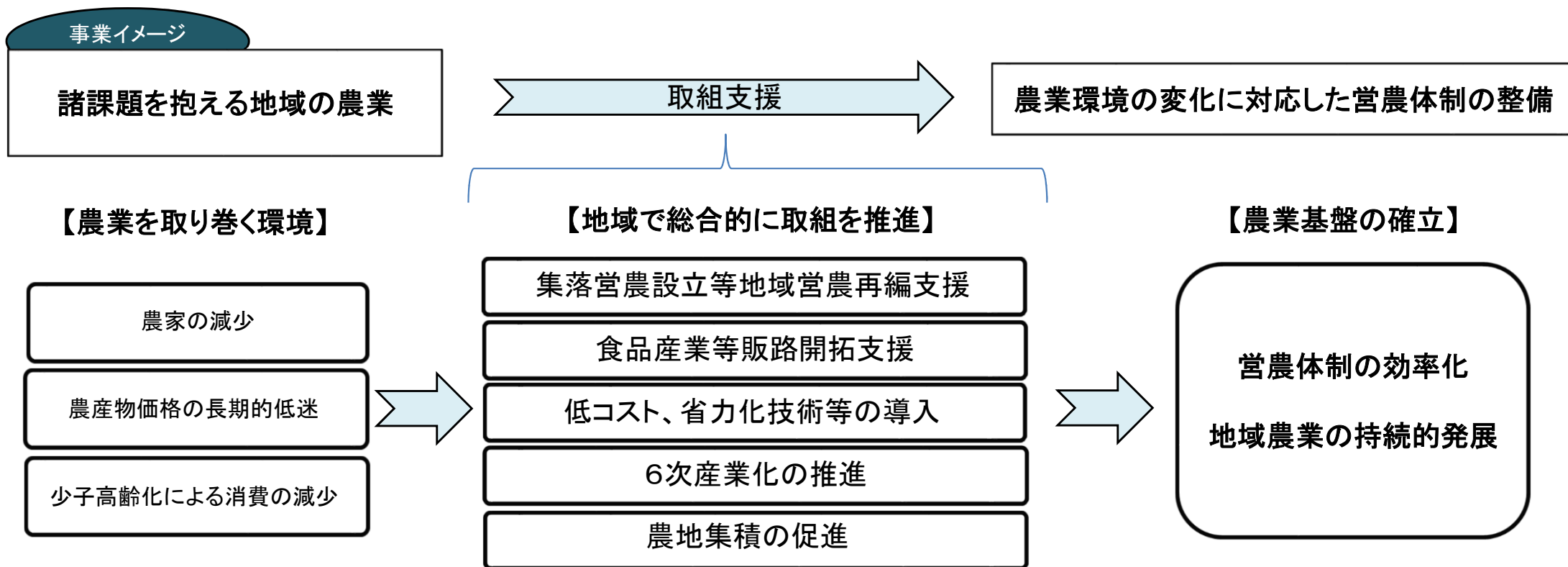
- 広域連携による農業機械利用活用農業者数 0人→20人
- 低コスト・省力化技術等の取組面積 H28年度中に設定

主な取組

イ 農業環境の変化に対応した営農体制の整備

主な取組	取組内容	県・市等の支援	実施主体
集落営農設立等地域営農再編整備	集落営農組織の設立や既存の農業法人、集落営農組織等の合併等地域再編を進める取組を支援	・県の指導により、集落営農設立や地域営農再編体制整備に向けた協議・検討支援	市 農業者等
食品産業等販路開拓支援	集落営農の設立や地域再編に向けた地域の農家の話し合いにおいて検討される、所得確保に向けた農産物等の販路開拓のための取組を支援	・先進事例の研修支援を行い、県の指導を受けながら、農産物等の販売戦略や販路開拓の取組の協議・検討を支援	
低コスト、省力化技術等の導入	地域の効率的な営農体制整備に向けた、低コスト、省力化技術等の導入のための取組を支援	・先進事例の研修支援を行い、県の指導を受けながら、農業機械の効率的利用体制整備のための取組の協議・検討を支援 ・低コスト、省力化技術等の導入に必要な農業機械・施設の整備に向けた国・県補助事業の活用を支援	
6次産業化の推進	集落営農の設立や地域再編に向けた地域の農家の話し合いにおいて検討される、6次産業化の推進に向けた取組を支援	・県の指導を受けながら、6次産業化の推進に向けた地域の協議・検討を支援	市 事業者 農業者等
農地集積の促進	地域の効率的な営農体制整備に向けた、農業の担い手への農地集積を支援	・県の指導を受けながら、農業の担い手に面的に農地を集積するための地域の協議・検討を支援	

3 持続可能な農業基盤の確立 (2) 地域農業の持続的発展 イ 農業環境の変化に対応した営農体制の整備



スケジュール

主要施策	主な取組	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
イ 農業環境の変化に対応した営農体制の整備	集落営農設立等地域営農再編整備	随時、集落営農等再編支援		→		
	食品産業等販路開拓支援	→			取組の検証	→
	低コスト、省力化技術等の導入	広域連携による農業機械利用活用等の取組を踏まえ推進				→
	6次産業化の推進	※次ページ参照				→
	農地集積の促進	→				→

平成30年度取組状況(6月末現在)

・今後、関係機関と共に地域における課題の洗い出しなどを行った上で、実情に合わせた総合的な支援について検討を行う。

3 持続可能な農業基盤の確立 (2) 地域農業の持続的発展 イ 農業環境の変化に対応した営農体制の整備

広域連携による農業機械利用活用等の取組イメージ

【概要】

米価下落などにより農業所得は減少し、農業を取り巻く情勢は厳しさを増している。このような中、農地中間管理機事業の活用などにより地域の担い手への農地の集約・集積は一定程度進んだものの、担い手においても高齢化問題が表面化するなどし、地域農業の維持が困難になりつつある。

このため、各種機会を捉えた地域での話し合いの場などを通じ、地域の実情に応じ組織化や法人化を推進するほか、モデルとなるネットワーク型組織を構築するなどにより、持続的な農業基盤を確立する。

【取組イメージ】 ※取組内容や範囲については、対象とする地域の現状に合わせたものとする。

＜広域的地域＞

＜集落営農＞

そろそろ限界かも…



＜兼業農家＞

一人じゃ限界、機械も古くなってきた…



モデルとなるネットワーク型組織の構築

- ・農業機械・施設の共同利用
- ・オペレーターの確保
- ・共通事務の共同化
- ・研修などの共通化

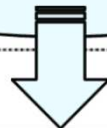
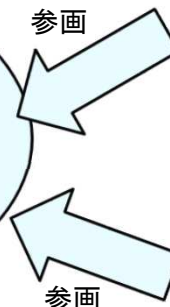
＜専業農家＞

機械の更新をしたいが資金不足…



＜農業法人＞

構成員が高齢化…



- ・地域農業の効率化
- ・地域農業の維持・発展

地域での話し合いの場



3 持続可能な農業基盤の確立 (2) 地域農業の持続的発展 ウ 農業生産基盤の維持・向上

目的

地域農業の持続的発展に向け、それに必要な農業者の確保、農地の維持、営農体制の整備を推進する。

指標(H26→H32)

○ 多面的機能支払制度取組率 94.5%→94.5%

主な取組

ウ 農業生産基盤の維持・向上

主な取組	取組内容	市の支援	実施主体
多面的機能支払制度等の取組の充実	農業者等が、国補助事業を活用して、国土保全や水源涵養、良好な景観の形成など、農地が有する多面的機能の維持・向上のための取組を行うもの。	市として事業費の1/4を補助	市 農業者等
土地改良事業等の計画的実施支援	土地改良区が、国補助事業を活用して農地の維持や農業用施設の維持・管理に向けた取組を行うもの。	国のガイドライン又は、当該ガイドラインに準じた市の助成措置	

スケジュール

主要施策	主な取組	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
ウ 農業生産基盤の維持・向上	多面的機能支払制度等の取組の充実					
	土地改良事業等の計画的実施支援	国補助事業活用による支援				

平成30年度取組状況(6月末現在)

- ・多面的機能支払制度は、須頃地域を除く市内のほぼ全域で引き続き活用中
- ・農地中間管理機構関連農地整備事業による圃場整備が下田地域の4地区で検討されており、8月中に地元説明会を開催予定